

給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 記載事項確認資料

①本人の基本情報

氏名・生年月日・住所等

令和5年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等	給与の支払者の名称（氏名）	(フリガナ) あなたの氏名	あなたの生年月日 明・大・昭 平・令	年	月	日	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 (提出している場合には、○印を付けてください。)
税務署長	記 載 不 要 給与の支払者の法人(個人)番号	あなたの個人番号	世帯主の氏名	あなたとの続柄			
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所 又は 居所	(郵便番号)	配偶者の有無	有・無		

①本人の氏名、生年月日

②本人の個人番号(マイナンバー)

③本人の住民票の住所(現住所と住民票の住所が異なる場合は現住所を付箋等別紙に記載ください)

④世帯主の氏名と続柄

住民票上の世帯主の氏名と本人から見た続柄(本人の父が世帯主の場合 氏名:父の氏名 続柄:父)

⑤配偶者の有無 いずれかに○をつけます。

⑥従たる給与についての扶養控除等申告書の提出

以下のどちらにも該当する場合に○をつけます。

- ・ 2ヶ所以上から給与を受けている
- ・ 他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している

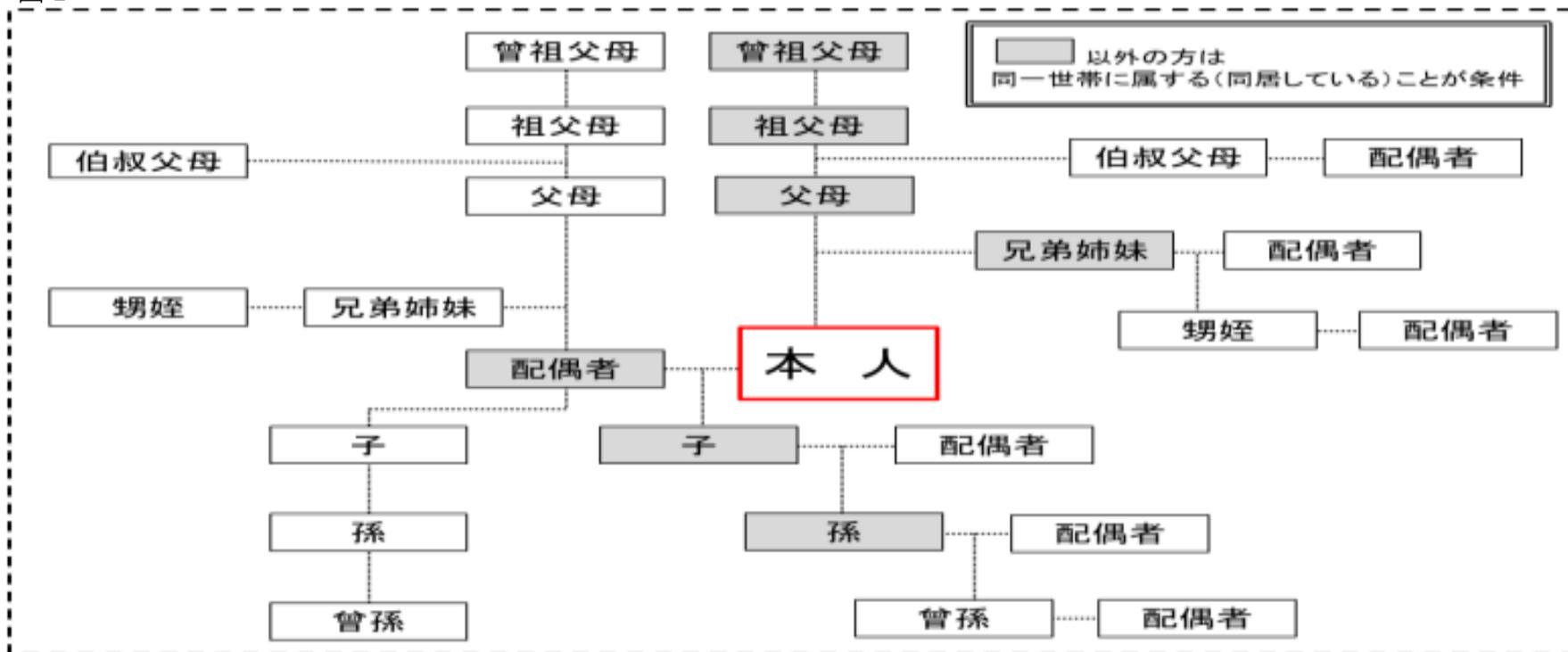
※あなたが障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生の控除を受けない・扶養する配偶者、親族がない場合は、次項の記入は不要です

被扶養対象者について

対象となる範囲を確認

健康保険上で扶養の対象となる人のことを「被扶養者」と呼びます。
被扶養者になれるのは、下図の範囲の方で、主として被保険者(あなた)の収入により生計を維持されている75歳未満の方(後期高齢者医療制度の被保険者とならない方)です。

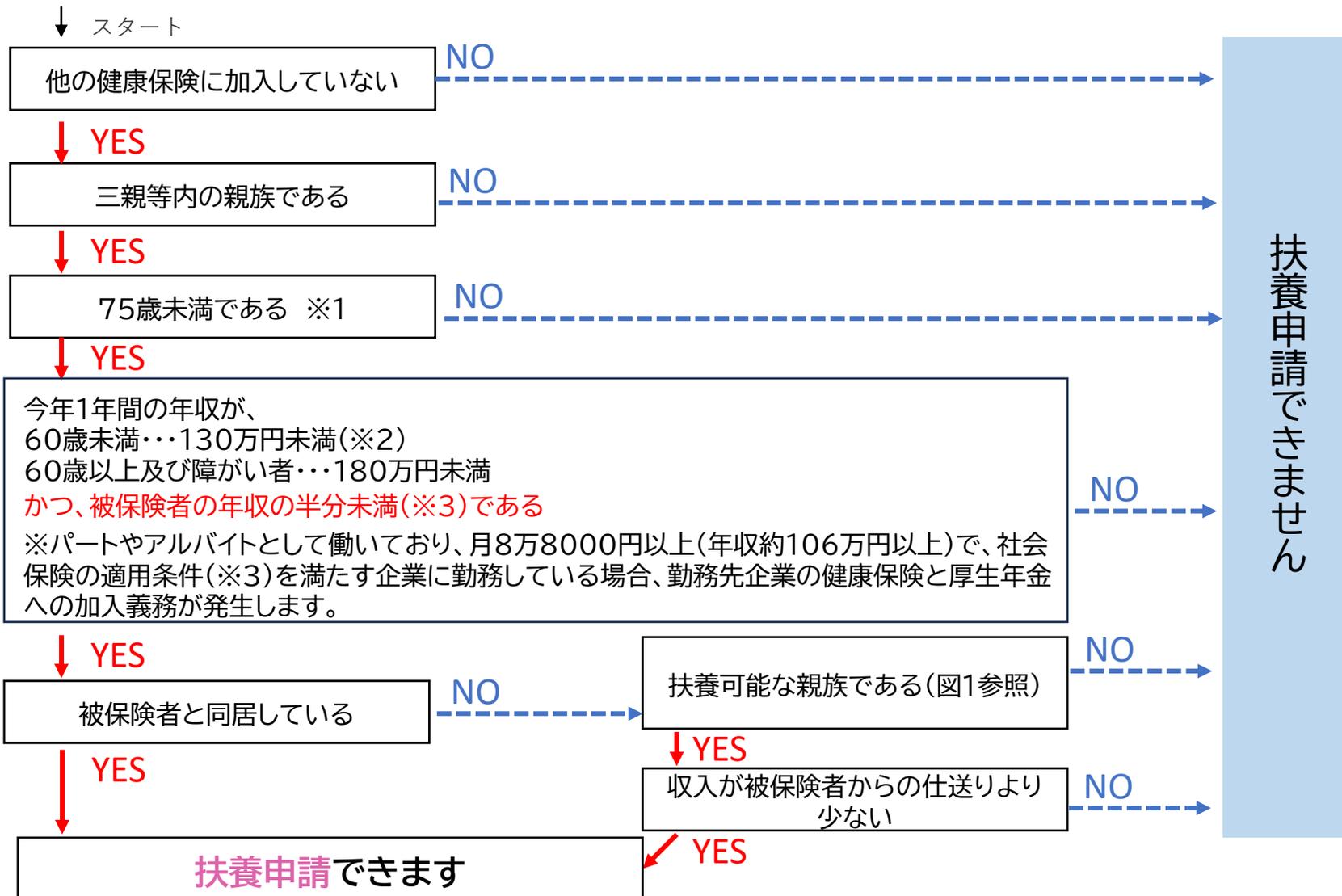
図1



被扶養対象者について

扶養可否の確認(社会保険)

扶養したい方について以下のチャートで扶養可否を確認してください。



【備考】

※1 75歳以上の方は、それまでに加入していた社会保険の種類に関わらず、75歳の誕生日を迎えた時点で後期高齢者医療保険制度に加入となります。

※2 被扶養者の方の年収が被保険者の方の年収の半分以上であっても、130万円未満で被保険者の方の年収を上回らない場合は、総合的に判断し被扶養者と認められる場合があります。

※3 社会保険の加入条件

- ・月収が8万8000円以上である
- ・2か月以上の雇用見込みがある
- ・週20時間以上働いている
- ・特定の学校に通っていない(学生ではない)

被扶養対象者について

被保険者と「別居」している場合

(1)要件の確認

次の①・②の要件に該当するか確認をお願いいたします。非該当の場合、扶養申請できません。

①被扶養者の方の年収※1が130万円未満※2で、かつ被保険者からの仕送り(援助)額より少ない

※1 年収とは、給与収入、事業収入、地代・家賃収入などの財産収入、老齢・障害・遺族年金などの公的年金、雇用保険の失業給付、健康保険の傷病手当金や出産手当金のことをいいます。

※2 被扶養者の方が60歳以上または障害者(障害厚生年金を受けられる程度の障害者)の場合、上記年収「130万円未満」が「180万円未満」となります。

※3 被扶養者の方の年収が被保険者の方の年収の半分以上であっても、130万円未満で被保険者の方の年収を上回らない場合は、総合的に判断し被扶養者と認められる場合があります。

※4 学生の場合は、仕送りの事実と仕送り額の確認できる書類の添付は省略できます(被扶養者現況申立書の提出は必要です)。

②国内に住民票がある

海外特例要件に該当する場合は、特例的に被扶養者となることができます。詳しくは、協会けんぽHPをご確認ください。

【提出書類】

- ・被扶養者現況申立書(別紙)
- ・被保険者の通帳の表面及び送金内容が確認できる明細箇所のコピー

②A:源泉控除対象配偶者

扶養控除等を受ける条件

税制上の扶養控除等を受ける配偶者や扶養親族の情報をご確認ください。

(1)源泉扶養控除配偶者は、以下の条件をいずれも満たす場合に記載します。

- 本人の所得の見積額が900万円以下
 - 配偶者の所得の見積額が95万円以下
- ※給与収入のみの場合、給与収入150万円以下

(注)夫婦の双方がお互いに源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。

社会保険の扶養条件は、

給与収入のみの場合、給与収入130万円未満

(扶養者の方が60歳以上または障害者(障害厚生年金を受けられる程度の障害者)の場合、上記年収「130万円未満」が「180万円未満」となります。)

(2)公的年金等の収入のみ場合

- 65歳未満・・・155万円以下(内訳:95万円(所得の見積額)+60万円(控除額))
- 65歳以上・・・205万円以下(内訳:95万円(所得の見積額)+110万円(控除額))

●参考資料 国税庁

[公的年金等に係る雑所得の速算表](#)

②A:源泉控除対象配偶者

扶養控除等を受ける配偶者

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号		令和5年中の所得の見積額	非居住者である親族 生計を一にする事実 <small>(該当する場合は○を記載してください。)</small>	住所又は居所	異動月日及び事由 <small>(令和5年中に異動があった場合に記載してください。以下同じです。)</small>
		あなたとの続柄	生年月日				
源泉控除対象配偶者(注1)							

この申告書は、この申告書の提出を要するものではありません。この申告書の提出を要する場合は、この申告書の提出をお願いします。

①配偶者の氏名

②配偶者の個人番号(マイナンバー)、生年月日

③配偶者の本年中の所得の見積額

所得 = 収入金額ではありません。見積額の算出方法は[日本年金機構HP](#)をご確認ください

④非居住者である親族(生計を一にする事実)

・配偶者が現在まで引き続いて1年以上国外に住んでいる場合、○を記載します。

⑤住所又は居所

・本人と同じ住所の場合、同上などの記載でも大丈夫です。

⑥異動月日及び事由

・当年中に異動(記載内容が変わること)があった場合に記載します。(P2参照)

③B:控除対象扶養親族

扶養控除等を受ける16歳以上の親族

主たる給与から 控除対象 B扶養親族	1	<input checked="" type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	円	<input checked="" type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
	2	<input checked="" type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
		<input type="checkbox"/> 特定扶養親族	円	
		<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	円	
		<input type="checkbox"/> 特定扶養親族	円	

①特定扶養親族

・扶養親族が令和5年12月31日時点で**19歳以上23歳未満**である場合、

②老人扶養親族

・扶養親族が令和5年12月31日時点で**70歳以上**である場合、以下のいずれかの

- ・同居老親等 扶養親族が本人又は配偶者の直系尊属(父母・祖父母など)で、同居しているとき
- ・その他 上記以外のとき

③非居住者である親族

・扶養親族が現在まで**引き続いて1年以上国外に住んでいる**場合に

- ・16歳以上30歳未満又は70歳以上…親族が16歳以上30歳未満又は70歳以上の場合に
- ・留学…親族が30歳以上70歳未満で、留学の場合に
- ・障害者…親族が30歳以上70歳未満で、障害者の場合に
- ・38万円以上の支払…親族が30歳以上70歳未満で、38万円以上の送金を(あなたから)令和5年中に受けている場合に

※非居住者である親族について扶養控除を受ける場合は、留学ビザや38万円以上の送金を証明する書類の提出が必要となります。

④C:障害者・寡婦・ひとり親 又は勤労学生

【障害者】

障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生 C	<input checked="" type="checkbox"/> 障害者	区分	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	<input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> 勤労学生	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の8をお読みください。)	異動月日及び事由
	1	一般の障害者			レ (0人)		山田太郎 身体障害者3級 身体障害者手帳 (交付日:平成27年4月1日) 6	
	2	特別障害者			(人)			
	3	同居特別障害者			(人)			
<small>上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。</small>								
<small>(注)1 源泉控除対象配偶者とは、所得者(令和5年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和5年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。 2 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和5年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。</small>								

【障害者】

・本人、同一生計配偶者、扶養親族が障害者の場合にチェックします。

※一般の障害者、特別障害者の詳細については国税庁の障害者控除ページをご参照ください。

●引用元サイト・資料 国税庁

[No.1160 障害者控除](#)

・⑥の欄に障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度(等級)などを記載します。

②本人が障害者の場合

以下のいずれかにチェックします。

- ・一般の障害者 特別障害者以外の障害者の場合
- ・特別障害者 特別障害者(身体障害1級・2級など重い障害の場合)の場合

③同一生計配偶者が障害者の場合

・配偶者の所得の見積額48万円以下(給与収入103万以下)の場合、以下のいずれかにチェックします。

- ・一般の障害者 特別障害者以外の障害者の場合
- ・特別障害者 特別障害者(身体障害1級・2級など重い障害の場合)の場合
- ・同居特別障害者 特別障害者で本人と同居している場合

④扶養親族が障害者の場合※16歳未満の扶養親族も対象となります。

以下のいずれかにチェックし、対象の人数を記載します。

- ・一般の障害者 特別障害者以外の障害者の場合
- ・特別障害者 特別障害者(身体障害1級・2級など重い障害の場合)の場合
- ・同居特別障害者 特別障害者で本人と同居している場合

④C:障がい者・寡婦・ひとり親 又は勤労学生

【寡婦】

<input checked="" type="checkbox"/> 障害者 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	<input checked="" type="checkbox"/> 障害者	該当者 本人	同一年計 配偶者(注2)	扶養親族	<input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> 勤労学生	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の(8)をお読みください。)	異動月日及び事由
	1	区分 一般の障害者		レ (0人)		山田太郎 身体障害者3級 身体障害者手帳 (交付日:平成27年4月1日)	6
		特別障害者		(人)			
		同居特別障害者		(人)			

上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。

(注)1 源泉控除対象配偶者とは、所得者(令和5年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和5年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。
 2 同一年計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和5年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。

【寡婦】

⑤本人が寡婦の場合

•以下の条件をいずれも満たす場合に⑤「寡婦」に

- ひとり親に該当しない
- **所得の見積額が500万円以下(給与収入6,777,778円以下)**
- 事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいない
- 以下のいずれかに該当
 - **夫と離婚**した後、婚姻をしておらず、**扶養親族がいる**
 - **夫と死別**した後、婚姻をしていない、又は夫の生死が明らかでない

※女性にのみ適用されます。

●引用元サイト・資料 国税庁
[No.1170 寡婦控除](#)

④C:障がい者・寡婦・ひとり親 又は勤労学生

【ひとり親】

障害者、寡婦、 C ひとり親又は 勤労学生	<input checked="" type="checkbox"/> 障害者	区分	本人	同 一 生 計 配偶者(注2)	扶養親族	<input type="checkbox"/> 寡 婦	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、表面の「2 記載についてのご注意」の(8)をお読みください。) 異動月日及び事由 山田太郎 身体障害者3級 身体障害者手帳(交付日:平成27年4月1日)
	1	一般の障害者			レ (0人)	<input type="checkbox"/> ひとり親	
		特別障害者			(人)	<input type="checkbox"/> 勤労学生	
		同居特別障害者			(人)		

上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。

(注)1 源泉控除対象配偶者とは、所得者(令和5年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和5年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。
2 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和5年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。

【ひとり親】

⑥本人がひとり親の場合

•以下の条件をいずれも満たす場合に⑤「ひとり親」

- 所得の見積額が500万円以下(給与収入6,777,778円以下)
- 事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいない
- 以下の条件をいずれも満たす
 - 現に婚姻していない、又は配偶者の生死が明らかでない
 - 生計を一にする子がいる ※子の要件は以下の条件をいずれも満たすこと
 - 所得金額見積額が48万円以下(給与収入103万以下)
 - 他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない

※寡婦とは異なり、性別にかかわらず適用されます。

④C:障がい者・寡婦・ひとり親 又は勤労学生

【勤労学生】

障害者、寡婦、 ひとり親又は 勤労学生 1	<input checked="" type="checkbox"/> 障害者		2		3		4		5		<input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> 勤労学生	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の(8)をお読みください。)	異動月日及び事由
	区分	該当者	本人	同一生計 配偶者(注2)	扶養親族							山田太郎 身体障害者3級 身体障害者手帳 (交付日:平成27年4月1日)	6
	一般の障害者				(人)								
	特別障害者 同居特別障害者				(人) (人)								
上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。													
(注)1 源泉控除対象配偶者とは、所得者(令和5年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和5年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。 2 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和5年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。													

【勤労学生】

⑦本人が勤労学生の場合

- 以下の条件をいずれも満たす場合⑤「勤労学生」に
 - 大学、高校、一定の要件を備えた専修学校の学生等
 - 自身の勤労に基づいて得た所得がある
 - **所得の見積額が75万円以下(給与収入130万円以下)**
 - 給与所得等以外の所得が10万円以下

•⑥の欄に学校等の名称と入学年月日及びその年の所得の種類と見積額を記載します。

●引用元サイト・資料 国税庁
[No.1175 勤労学生控除](#)

⑤D:他の所得者が控除を受ける 扶養親族等

他の所得者が D 控除を受ける 扶養親族等	1			2			異動月日及び事由
	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者 名	あなたとの続柄 住所又は居所	
			・				
			・				

所得税法上、同じ世帯に複数の所得者がいる場合、同一人をそれぞれの所得者の控除対象配偶者や扶養親族として重複して申告しない限り、**どの所得者の扶養親族等としても差し支えない**ことになっています。

※健康保険上の扶養親族は、原則として所得の高い方の所得者の扶養となります。

ここでは本人と同じ世帯の他の所得者と扶養親族を分けて控除を受けている場合に、その扶養親族等の情報を記載します。

例:共働き世帯で本人が妻の場合、長男は本人の扶養、次男は配偶者(夫)の扶養としている場合など

①他の所得者が控除を受ける扶養親族等の氏名、続柄、生年月日、住所又は居所

・次男を配偶者の扶養としている場合は次男の情報を記載します。

②控除を受ける他の所得者の氏名、続柄、住所又は居所

・次男を配偶者の扶養としている場合は配偶者(夫)の情報を記載します。

⑥住民税に関する事項

【16歳未満の扶養親族】

住民税に関する事項については、16歳未満の扶養親族及び退職手当等を有する配偶者・扶養親族について記載する必要があります。

●16歳未満の扶養親族

所得税法上、令和5年12月31日時点で16歳未満の扶養親族は扶養控除の対象外となりますが、住民税の計算対象となります。

ここでは**16歳未満**の扶養親族がいる場合にその扶養親族等の情報を記載します。

●控除対象外国外扶養親族

・16歳未満の扶養親族が**国外に住んでいる**場合、「控除対象外国外扶養親族」に○を記載します。

※16歳未満の扶養親族の氏名、個人番号(マイナンバー)、続柄、生年月日、住所又は居所、所得の見積額などは控除対象扶養親族の箇所と同様です。

※別紙「扶養現況申立書」にて詳細をご記入ください

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の扶養親族 (平20.1.2以後生)	1	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国外扶養親族 (該当する場合は○印を付けてください。)	令和5年中の所得の見積額(※)	異動月日及び事由	※「令和5年中の所得の見積額」欄には、退職所得を差し引いた所得の見積額を記載します。	
	2				・			円			
退職手当等を有する配偶者・扶養親族		(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族 (該当する項目にチェックを付けてください。)	令和5年中の所得の見積額(※)	障害者区分	異動月日及び事由	寡婦又はひとり親
					・		<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者	円	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特別		<input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親

⑥住民税に関する事項

【退職手当等を有する配偶者・扶養親族】

退職手当等を有する被扶養者がいる場合はこちらの欄に記載します。
 なお、配偶者の場合、所得者と生計を一にし、合計所得金額の見積額が**133万円以下**の場合にのみ記載します。所得税の計算には影響がありませんが、住民税の計算対象となります。

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の扶養親族(平20.1.2以後生)	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国扶養親族(該当する場合は○印を付けてください。)	令和5年中の所得の見積額(※)	異動月日及び事由	※「令和5年中の所得の見積額」欄には、退職所得を除いた所得の見積額を記載します。	
	1				..			円		
2				..			円			
退職手当等を有する配偶者・扶養親族	1 (フリガナ)氏名	個人番号	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族(該当する項目にチェックを付けてください。) <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 未成年親又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者	令和5年中の所得の見積額(※) 円	障害者区分 <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特別	異動月日及び事由	寡婦又はひとり親 <input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親

①所得の見積額

2023年(令和5年)の**退職所得を除いた**合計所得金額の見積額を記載します。
 (住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には、退職所得の金額は含めないこととされています。)

退職手当等を有する配偶者・扶養親族の氏名、個人番号、続柄、生年月日、住所、非居住者を記載ください。
 また、障害者区分、寡婦又はひとり親等については控除対象扶養親族等と同様に記載・対象項目に☑してください。



扶養控除等(異動)申告書の記載に誤りや記載漏れがないか提出前に必ずご確認ください。

入社の場合は、その他の書類と合わせて本社へ郵送ください。

(入社オリエン参加者は、担当者にお渡しください)

【注意事項】

※書類が本社へ到着後、社会保険加入手続きを行います。

※健康保健証の到着は、手続き完了後、2週間程度で所属オフィス又は自宅に郵送されます。

※被扶養者の保険証は本人の健康保険証が届いてから1週間から10日程度で別便で発送されます。

【郵送先】

〒900-0021

沖縄県那覇市泉崎1丁目4-10 喜納ビル1階

サンクスラボ株式会社

管理サポート室 手続き担当者 宛

TEL:098-863-6600